二十六、いせもく産業株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第五十七号

排除命令

群馬県伊勢崎市下植木町七百五十九番地
いせもく産業株式会社
右代表者　代表取締役　板垣清平

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　いせもく産業株式会社は、「海外旅行御招待セール」と称し、昭和四十六年五月一日から同年十二月三十一日までを期間とする小売業者に対する景品類の提供の企画に基づく景品類の提供を実施してはならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）別表に掲げる商品の販売に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる

景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項の企画が、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するため、当該企画に基づく景品類の提供を実施しない旨、および今後このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「海外旅行御招待セール」の通知を受けた小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

五　同社は、前項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　いせもく産業株式会社（以下「いせもく産業」という。）は、肩書地に本店を置き、家具の製造販売業を営む事業者である。

二　いせもく産業は、小売業者を対象とし、昭和四十六年五月一日から同年十二月三十一日までを期間として同社が定めた次の基準による景品類を提供することを内容とする「海外旅行御招待セール」と称する売出しを実施した。

(一)　購入金額千二百万円につき一名をアメリカ旅行（七泊九日、一人当り経費概算三十一万三千円）に招待する。

(二)　購入金額五百万円につき一名を香港・マカオ・台湾旅行（五泊六日、一人当り経費概算十二万五千円）に招待する。

(三)　購入金額三百万円につき一名を韓国旅行（二泊三日、一人当り経費概算六万千円）に招待する。

右韓国旅行は、昭和四十六年九月一日、台湾旅行（二泊三日、一人当り経費概算七万二千円）に変更した。

(四)　購入金額が二百五十万円以上の者には二・五パーセントを割戻す。なお、小売業者は、前記(一)、(二)、(三)の旅行または前記(四)の

割戻しのいずれかを選択することができる。

三　しかるに、いせもく産業が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、いせもく産業はこの制限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法令の適用

前記事実によれば、いせもく産業の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年十一月二十五日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二